



彼岸花

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

9月 (長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・秋分の日

日	13	27
月	14	28
火	1	15 29
水	2	16 30
木	3	17
金	4	18
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付	9月10日	国 税 / 1月決算法人の中間申告	9月30日
国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	9月30日	国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	9月30日



ワンポイント 新型コロナに伴う助成金の課税関係

国等からの助成金の課税関係は、その助成金の事実関係により異なります。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などは非課税とされますが、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などは事業所得や雑所得等として課税対象となります。

人生一〇〇年時代に向けて NISA制度に関する論点整理



令和二年度の税制改正によりNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の制度改正及び適用期限の延長が決まっています。しかし、同制度が経済成長に必要な資金の供給を促すとともに、人生一〇〇年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援する土台になるには、普及率一〇%台前半と言われていることからすれば、まだまだ幅広く理解されていないようです。

そこで、令和二年度改正も盛り込んで、ポイントを整理してみます。

1 創設の趣旨と変化

NISAは、平成二十六年一月、証券優遇税制を廃止して配当・譲渡益の税率を一〇%から二〇%へ引き上げる際の激変緩和措置の役目も担い導入されました。そのような経緯から、時

限立法として成立したため、制度内容が複雑となっています。

それまで、日本では個人資産を形成するには、銀行や郵便局に預けて利息を得るということが長く一般的でしたが、超低金利が続き、利息で資産を増やすことは難しくなり、国が新しい価値観として資産を「運用する」ことを勧めました。

そこで、資産運用に対するハードルを下げるため、個人投資家への税制優遇制度として考えられていきますので、ここ数年来、制度の恒久化が検討されています。しかし、令和二年度税制改正でも、結論が出ず延長となったのが実情のようです。

2 NISAの種類

現在、NISAには、①成年を対象とした（一般）NISA「A」、②積立投資に特化した「つみたてNISA」、そして③未成年を対象とした「ジュニア

NISA」の三種類がありますが、ここでは、（一般）NISAについてみていきます。

3 取引できる金融商品

取引できる金融商品は、図表1のとおりです。

なお、対象となる金融商品はいくつかありますが、すべてが購入できるというわけではなく、口座を開設した金融機関によって購入できる商品が異なりますので、あらかじめ口座開設前に取扱金融商品を確認しておく必要があります。また、手数料も金融機関によって異なりますので、注意が必要です。

4 NISAのメリット

NISA口座において行う株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や売却益が非課税とされていることです。

例えば、一〇〇万円で購入した株を一五〇万円で売却すると、売却益の五〇万円に対して、通常約二〇%の一〇万円ほどの所得税・住民税が課税されますが、これが非課税となります。

5 NISAのデメリット

一般の総合証券口座は複数所有することができますが、NISA口座は一人一口座に限定されています。これは、投資限度枠の一〇〇万円をわかりやすくすることが大きな理由です。ただし、一年単位で取扱金融機関を変更することができません。また、口座内で取引した損益は他の口座（特定・一般）との損益通算は、認められていま

図表1

●対象となる金融商品	●対象とならない金融商品
株式投資信託	非上場株式
国内株	預貯金
外国株	債権
国内ETF	公社債投資信託
海外ETF	MMF・MRF
ETN（上場投資証券）	eワラント
国内REIT（J-REIT）	上場株価指数先物
海外REIT	FX（外国為替証拠金取引）
新株予約権付社債（ワラント債）	金・プラチナ など

せん。

6 非課税投資枠の取扱い

非課税対象となる五年間を迎えた場合には、次の三つの方法があります。

- ① 翌年の非課税投資枠に移す
ことでさらに五年間非課税対象とすることができます。これを「ロールオーバー」といいます。ロールオーバーには、上限金額の設定がないので、時価が一二〇万円を超えている場合でも、移せません。
- ② 課税口座に移し、空いた非課税枠により有利と思われる別の金融商品を設定します。
- ③ 非課税期間が終了する前に売却します。値上がり益を確定させ、翌年は新しい金融商品を設定します。

7 令和二年度税制改正におけるNISA制度の改正点

金融庁では、毎年の税制改正要望でNISAの恒久化を要求していましたが、令和二年度税制改正でも恒久化措置は執られず、延長とともに制度の見直しがされています。

金融庁資料より

(1) 図表2 【NISA改正のイメージ】

	新・NISA (2024年から5年間)	(いずれかを選択)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円		40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間 (終了後は「つみたてNISA」への移行可能)		20年間
口座開設可能期間	令和5年 (2023年) まで→令和10年 (2028年) まで (5年間措置)		令和19年 (2027年) まで→令和24年 (2042年) まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等 (一部を除く) 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)		積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

つみたてNISAは五年延長

少額からの長期・積立・分散投資を支援するため平成三十年から導入された「つみたてNISA」は、制度が二〇年、非課税枠年四〇万円とされています。そのため、平成三十年に開始した方は最大で八〇〇万円の積み立てが可能です。令和

元年から開始した方は七六〇万円というように運用開始が遅くなればなるほど、全体の非課税枠が少なくなるという不公平感がありました。

改正では、令和五年まで二〇年の積立期間が確保され、当面、この問題は回避されましたが、今後の見直しに注意が必要です。

(2) 一般NISAから新NISAへ

現行の一般NISAが令和六年から二階建ての「新NISA」に衣替えして、口座開設可能期間が令和十年まで五年間延長されます(図表2)。

一階部分は非課税枠が年間二〇万円、投資できる商品はつみたてNISAと同じ商品となります。また、二階部分は非課税枠が年間一〇二万円、株式などに投資できません。ただし、資産形成に向きな一部の高リスク商品は制限されます。そして、利用するには一階部分の投資を行うことが原則とされています。

(3) ジュニアNISAは廃止
「ジュニアNISA」について

ては利用者が少ないため、投資期間は延長されず、新規の未成年者口座の開設期間が令和五年をもって終了となります。

8 今後のNISA制度の行方

令和二年度税制改正における新NISAへの衣替えや、つみたてNISAの延長により、当面の不公平は解消されましたが、根本的な問題解決には恒久化が必要となっています。

また、投資未経験者は、資産形成のための投資の必要性は感じているものの十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資を始めるための一歩を踏み出せないケースが多い一方で、アンケート調査によると、世帯年収別にみても、資産形成のために投資の必要性を感じる人は三割〜五割と低くはありません。

新NISAへ一本化するなど制度内容をわかりやすくするための検討もされているようなので、今後も適切なポートフォリオを構築していくことを支援する各種施策が利用者増加のカギとなります。

自動車重量税

使用済自動車に係る廃車還付制度

自動車重量税は、主に自動車の重量によって課税される国税で、車検を受けて車検証の交付の際に、車検証の有効期間分の自動車重量税をまとめて支払います。

支払った自動車重量税は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づいて使用済自動車が適正に解体された場合、申請により車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されます。

還付の条件として、①解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書を運輸支局等に提出すると同時に還付申請書を提出したものであること及び②車検残存期間が1か月以上あることを満たす必要があります。

還付申請は、使用済自動車の最終所有者が、リサイクルのためにディーラーなどの

引取業者へその使用済自動車を引き渡し、その後、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後に行います。

具体的には、「解体を事由とする永久抹消登録申請」又は「解体届出」の手続の際に、永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となった様式の還付申請書に、還付申請に係る必要事項を記載の上、運輸支局等の窓口へ提出することによって行います。

これは、申請者の負担軽減の観点から、自動車の登録抹消手続と税の還付手続を一括して行うこととしているもので、還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、運輸支局等から所轄税務署に引き継がれます。

還付期間は、上記により引き継がれた還付申請書が、所轄税務署において、還付金の支払いを適正に行うための審査など、所要の手続の関係から、還付申請書の運輸支局等への窓口提出後、所轄税務署長により還付金が支払われるまでに概ね2か月半程度かかることが一般的のようです。

消費税の課税の対象

消費税の課税の対象となる取引は、「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等」であり、また、その性質上、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等も含まれます。

したがって、販売用の商品だけでなく事業に使用していた建物や機械・車両等の事業用資産の譲渡にも課税されます。

例えば、賃貸用や店舗用の建

物を譲渡した場合にも、消費税の課税対象となります。

しかし、「事業者」であっても生活用資産の譲渡は、「事業として」行うものではないので消費税の課税の対象になることはありません。

そのため、事業者が居住している家屋を譲渡したとしても、その譲渡は「事業として」行うものではないことから、消費税の課税対象となりません。

非常用フリーズドライ食品の損金算入時期

近年、災害等が増えていることから、災害時に備え非常用食料品を用意する企業が増えています。なかでも、長期備蓄ができるフリーズドライは人気があるようです。

このフリーズドライ食品は、長期間の保存ができるものであっても、次の理由から、備蓄時に事業供用があったものとして、その時の費用の額(消耗品費)に算入できません。

- ① 食料品は、消耗品としての特性をもつものであること
- ② その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産や繰延資産などに含まれないこと
- ③ その食品が棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であっても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
- ④ 類似物品として、消火器の中味は取替え時の費用として取り扱っていること

年金制度 改正の あらまし (2年6月5日成立)

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために公的年金制度を見直した、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、今年六月五日に公布されました。主な改正事項は、次のとおりです。

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 在職中の年金受給の在り方の見直し
- ・ 受給開始時期の選択肢の拡大
- ・ 確定拠出年金の加入可能要件の見直し

一 短時間労働者に対する適用拡大

(一) 適用拡大の経緯
初めに、これまでの短時間労働者に対する適用拡大について見ていきます。

平成二十八年十月に、従業員数五〇〇人超（適用拡大以前の基準による通常の被保険者の人数）の企業において、次の要件を満たす短時間労働者を厚生年金保険・健康保険の被保険者とする適用拡大が行われました。

① 週所定労働時間二〇時間以上

② 月額賃金八・八万円以上
「八・八万円以上」の判定は、基本給及び諸手当によって行い、時間外労働や休日労働等の手当・賞与・臨時的な賃金等を含まずに判定します。

③ 勤務期間一年以上見込み

④ 学生は適用除外

そして、平成二十九年四月には、五〇〇人以下の企業において、労使の合意に基づき短時間労働者を被保険者にできるようになりました（企業単位）。

(二) 今後の適用拡大

短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行では五〇〇人超）が、次のとおり段階的に引き下げられます。

・ 令和四年十月 一〇〇人超

・ 令和六年十月 五〇人超

また、前述の要件のうち、①週労働時間二〇時間以上、②賃金月額八・八万円以上、④学生除外の要件は現行のままとされますが、③の勤務期間要件（一年以上見込み）は撤廃され、フルタイムの被保険者と同様に「一か月超」の雇用見込みの要件が適用されます。

(三) 健康保険の適用拡大

健康保険についても、厚生年金保険と同様に適用拡大が行われます。【厚生年金保険と同時期施行】

(四) 非適用業種の見直し

これまで厚生年金保険・健康保険の適用は任意とされていた非適用業種の見直しが行われます。

具体的には、法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所（弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など）であって、常時五人以上の従業員を使用する個人事業所は、強制適用事業所とされます。【令和四年十月一日施行】

員を使用する個人事業所は、強制適用事業所とされます。【令和四年十月一日施行】

二 在職中の年金受給

(一) 年金額の改定

現行制度では、老齢厚生年金の受給権者が就労し、厚生年金保険の被保険者となっている間は、被保険者期間の月数が増え、年金額は改定されず、資格喪失時（退職時または七〇歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額が改定されています（退職改定といえます）。

例えば、老齢厚生年金の受給権を取得したときに、年金額の計算に用いる被保険者期間の月数が「三〇〇月」であった者は、退職改定をするまで「三〇〇月」を用いて年金額を計算します。

この改定方法が見直され、六五歳以上の者については、在職中であっても年金額を改定（毎年一回、十月分から）することとされました。【令和四年四月一日施行】

これにより、就労を継続したことによる効果を、退職を待た

ず早期に年金額に反映することができるようになります。

(二) 在職老齢年金

六五歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、報酬と年金額に応じた調整が行われていません(在職老齢年金制度)。

現行制度では、報酬と年金の合算額が一月あたり「二十八万円」を上回るときに、年金額の全部または一部が支給停止されています。

この支給停止が開始される報酬と年金の合計額の基準(二十八万円)を、現行の六五歳以上の在職老齢年金制度と同様の「四十七万円(今年度額)」に引き上げることとされました。

【令和四年四月一日施行】

なお、特別支給の老齢厚生年金は、生年月日に応じた支給開始年齢の引き上げが行われているところであり、男性は令和七年度、女性は令和十二年度までの制度^(注)となります。

(注) 男性は昭和三十六年四月二日以後生まれ、女性は昭和四十一年四月二日以後生まれの者から特別支給の老齢厚生

年金は支給されなくなり、本来の老齢厚生年金(六五歳以後)のみを受給することとなります。

三 受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金の受給開始時期は「繰上げ」「繰下げ」が認められており、現行制度では、六〇歳から七〇歳の間で選択をすることができません。

① 六五歳前に受給(繰上げ) 支給開始を繰り上げる月数により減額率が変わります。

一月あたり〇・五%減額され、六〇歳到達時(六〇月繰上げ)から受給したときは、三〇%($0.5\% \times 60$)減額されたものとなります。

なお、前述の「特別支給の老齢厚生年金」は、「繰上げ」による老齢厚生年金とは異なるものであり、減額されることなく支給されます(在職老齢年金制度による支給停止が行われる場合を除く)。

② 六五歳後に受給(繰下げ) 支給開始を繰り下げる月数により増額される率が変わります。

一月あたり〇・七%増額され、六五歳から受けられるものを七〇歳到達後に支給開始したときは、四二%($0.7\% \times 60$)増額されたものとなります。

今回の改正では、②の繰下げ受給の上限年齢が引き上げられ、「七五歳」とされました。

繰下げによる増額率は現行と同じく一月あたり〇・七%であり、七五歳から受給開始したときは、八四%($0.7\% \times 120$)の増額です。【令和四年四月一日施行】

その他に、繰り上げ減額率の変更(一月あたり〇・四%)などの改正も行われる予定です。

四 確定拠出年金等の改正

(一) 加入可能要件の見直し

① 企業型確定拠出年金 「七〇歳」(現行六五歳)未満であれば加入者とする事ができるようになります。【令和四年五月一日施行】

② 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

「六〇歳未満」の要件は削除され、国民年金法の第一号被保

険者(保険料免除者を除く)、第二号被保険者(企業型掛金拠出者等を除く)、第三号被保険者及び任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることとなります【令和四年五月一日施行】。

(二) 受給開始時期等の選択肢拡大

① 確定拠出年金 公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、受給開始時期の上限年齢が七五歳(現行は七〇歳)に引き上げられます。【令和四年四月一日施行】

② 確定給付企業年金 企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、受給開始時期の設定可能な範囲を七〇歳(従来は六五歳)までに拡大しました【令和二年六月五日(公布日)より施行】。

今回取り上げたものの以外にも制度面・手続面の改善が図られ、順次施行される予定です。今後詳細が公表されるものもございますので、厚生労働省・日本年金機構のホームページ、年金事務所が発信する情報にご注意ください。

求職者給付の特例(雇用保険)

新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、やむを得ず離職した者は「特定受給資格者」とし、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります(被保険者であった期間、離職時の年齢により90日から330日の範囲で決定)。

令和2年5月1日以降に、本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合により離職した者が対象です。

※ 受給資格決定の手続きの際に、上記要件に該当するかを確認されますので、公共職業安定所に行かれるときには診療の明細やお薬手帳、母子手帳等の事情を確認できる書類をご用意ください。

〈参考〉

失業時に受ける基本手当の所定給付日数は、離職理由等に応じ次のとおりとされています。

① 特定受給資格者等

倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者等をいいます。被保険者であった期間、離職時の年齢により90日から330日の範囲で所定給付日数が決定されます。

② 就職困難者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、社会的事情により就職が著しく阻害されている者などが該当します。被保険者であった期間、離職時の年齢により150日から360日の範囲で決定されます。

③ ①または②に該当しない者

一身上の都合による退職者など、上記①または②に該当しない者は、被保険者であった期間に応じ90日から150日の範囲で決定されます。離職時の年齢による日数の差は設けられていません。

令和3年3月新規高卒者 採用選考開始期日等の変更

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国の高等学校で臨時休業期間があったことにより、新規高等学校卒業者の就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

このため、生徒の希望・適性にあった就職を実現し、ミスマッチによる早期離職を防止する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省による検討会議が開催され、令和3年3月に高等学校を卒業する生徒の採用選考期日を変更(予定)することとされました。

- ① 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始…7月1日(変更なし)
- ② 学校から企業への生徒の応募書類提出開始…10月5日(変更前は9月5日)
※沖縄は9月30日(変更前は8月30日)
- ③ 企業による選考開始及び採用内定開始…10月16日(変更前は9月16日)。

ハラスメント悩み相談室(厚生労働省)

職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントのことで悩んでいる方・困っている方などからの相談窓口として「ハラスメント悩み相談室」が設置されています(厚生労働省)。

相談は、電話・相談フォーム・メールにより受け付けられます。電話による相談は、曜日

により受付時間帯が異なるため「ハラスメント悩み相談室」で検索し、専用サイトにてご確認ください。

なお、医療行為にあたる内容や、労災認定、法違反かどうか等の断定を伴う判断についての相談には対応できないなど、相談室利用の際には、注意点があ

古物商許可



自社で中古品の販売や下取りした商品の販売等を行っておられますでしょうか？もしそうであれば、古物商許可が必要かもしれないかもしれません。「一度使用された物品」、新品でも「使用のため取引された物品」、又はこれらのものに「幾分の手入れをし

た物品」を「古物」といいます。古物の売買、交換、レンタルを業として行うことを「古物営業」といい、古物営業を行う場合には、古物商許可（古物商許可証）が必要となります。無許可で営業していた場合には三年以下の懲役または一〇〇万円以

下の罰金（古物営業法第三条）を科される可能性もあるので注意が必要です。

1 古物に該当するもの

まず、古物とはどのようなものが対象となるのでしょうか？

表1 古物に該当するもの

- ① 美術品類
例：絵画、骨董品、工芸品、アンティークなど
- ② 衣類
例：洋服、和服、子供服、敷物、布団、帽子、旗など
- ③ 時計・宝飾品類
例：腕時計、眼鏡、宝石類、貴金属類、オルゴールなど
- ④ 自動車
例：各種四輪自動車、タイヤや自動車の部品類
- ⑤ 自動二輪車及び原動機付自転車
例：各種自動二輪車、原動機付自転車、及びこれらの部品類
- ⑥ 自転車類
例：各種自転車、及びこれらの部品類（空気入れ、かごなど）
- ⑦ 写真機類
例：カメラ、顕微鏡、双眼鏡、光学機器など
- ⑧ 事務機器類
例：パソコン、コピー機、レジスター、ファックス、シュレッダー、電卓など
- ⑨ 機械工具類
例：電気機械、土木機械、スマートフォン、タブレット、医療機器、家庭電化製品、家庭用ゲーム機、電話機など
- ⑩ 道具類（①から⑨及び⑪から⑬に掲げる物品以外のもの）例：コンピュータソフト、家具、楽器、スポーツ用具、CD・DVD、玩具類、トレーディングカード、日用品など
- ⑪ 皮革・ゴム製品類
例：カバン、靴、毛皮、化学製品など
- ⑫ 書籍
例：各種書籍、辞書、地図など
- ⑬ 金券類
例：商品券、ビール券、乗車券、航空券、各種入場券、切手など

表2 古物に該当しないもの

- ① 総トン数が20トン以上の船舶
- ② 航空機
- ③ 鉄道車両
- ④ 重量が1トンを超える機械で、固定され、簡単に取り外しができないもの
- ⑤ 重量が5トンを超える機械で、自走及びけん引したりすることができないもの（船舶を除く）
- ⑥ 庭石（大きいもの）
- ⑦ 石灯籠

2 古物に該当しないもの

古物商が許可制である目的は、古物営業法第一条に「この法律は、盗品などの売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務につい

古物とは古物営業法施行規則第二条に定義されており一三品目に分類されています。一三品目に分類される具体的な物品は表1のとおりとなります。



て必要な規制を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。」と定められています。

そのため、中古物品であっても盗まれる危険性が低く、盗まれても発見しやすい大型な物などは、古物商許可における古物には該当しません(表2参照)。また、本質的な変化を加えなければ使用できない物(例・空き缶類、金属原材料、古新聞、被覆のない古銅線類)などや、使用することにより消費してしまう物(例・化粧品、薬品、サプリメント、お酒、食品など)や実体のないもの(電子チケット

ト、電子ギフト券など)も古物に該当しません。

3 古物商許可が必要な取引

次に、どのような古物の営業取引を行うと古物商許可が必要なのでしょうか？

以下の取引を行う場合は、古物商許可が必要となります。

- ① 古物を買って取って国内で売る
- ② 古物を買って取って国外に輸出して売る
- ③ 古物を買って取って修理等して売る
- ④ 古物を買って取って使える部品等売る
- ⑤ 古物を委託販売し手数料を受け取る
- ⑥ 古物を別の物と交換する
- ⑦ 古物を買って取ってリースやレンタルをする

4 古物商許可が不要な取引

一方、以下の営業取引の場合

には、混同しやすいですが古物商許可は必要ありません。

- ① 自分で買った未使用な物や使っていた物売る
- ② 新品を購入して売る(転売)(例・新型コロナの影響でのマスクの転売もこれにあたり、他の法律で規制がされた)
- ③ 無償で譲り受けた物売る
- ④ 相手から手数料等取って回収した物売る
- ⑤ 自分が売った相手から売った物を買戻す

5 古物商許可の申請方法

個人で申請する場合、法人で申請する場合のどちらの場合でも、古物商許可を取得するためには古物商のその主たる営業所又は古物市場営業所を置く場所を管轄する警察署(生活安全係が窓口)を経由して公安委員会に申請書類と添付書類の二つの書類を提出する必要があります。

添付書類には個人の場合には、住民票(本籍地記載)、身分証明書、略歴書、誓約書などが必要になります。

ここで注意が必要なのは、身分証明書とは本人確認のための免許証などではなく、本籍地がある市区町村の長が発行する、禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていないなど一定の事項を証明した書類になります。

法人の場合には、これらの書類が全ての役員分について必要となり、登記事項証明書と定款の写しにも必要になります。

不備がなければ、およそ四〇日程度で、古物商許可が下りります。

令和二年四月一日に施行された改正によって、許可単位の見直しが行われ、主たる営業所を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所を設ける場合には届出で足りることになり、非常に簡便化され、全国展開もやすくなりました。

花とグリーン

みなさんのオフィスに花や観葉植物はありますか？

私たちは経験的に、花を見るとリラックスすることやグリーンは目に優しいということを知っていますが、オフィスにそれらがある場合とない場合で違いはありますでしょうか。

千葉大学環境健康フィールド科学センターが行った心拍変動・脈拍数を用いた調査によると、花のある部屋ではストレス時に高まる交感神経活動が25%低下し、逆にリラックス時に高まる副交感神経活動が29%上昇することが認められたそうです。つまり、花を身近に置くことでストレスや疲労が軽減され、リラックスできるということが医学的に証明されたのです。観葉植物などのグリーンもまた、光合成の働きによる部屋の空気の浄化や加湿、見た目の癒しによる心身のリフレッシュ効果など、

様々なメリットがあります。

費用や世話の手間の問題をクリアできれば、これはもう植物を置かない理由はありませんね。

そして、こういった言わば「癒やしの効果」からもう一步踏み込んで、積極的に植物と触れ合うことでより一層のビジネス的效果を期待する活動も行われています。生け花によって、仕事に必要な集中力・観察力・決断力などを養うというものです。目の前の花々を観察し、最終的な作品の仕上がりイメージし、そこに向かって組み立て、途中行き詰まれば思い切って軌道修正を図り、花や枝を切って生ける。この時間が仕事力を高めるとして企業の研修に取り入れられ、経営者自身もまた生け花によって経営力が磨かれることを期待し、始める人が増えているようです。

いずれにせよ、花とグリーンが私たちにもたらしてくれる恩恵はとても大きなものです。働く人みんなの利益のため、ぜひ取り入れてみてはいかがでしょうか。

スタンディングワーク

オフィスワーカーの場合、座って仕事をする人が多いでしょう。ほぼ座ったまま一日の仕事を終えると、足がむくんで朝より靴がきつく感じたり、腰が痛くなったりと不調を感じることはありませんか？

座ったままの状態が長く続くと下半身の血行が悪くなり、様々な病気の罹患リスクや死亡リスクが上がると言われています。

立ったままオフィスワークを行う「スタンディングワーク」は北欧から広く普及し、日本においても近年は、これを取り入れる会社が増え、健康増進に一役買っています。また、立って仕事を行うことで集中力が上がって作業効率が上がるなど、健康以外のメリットもあります。

ただし、慣れない方が一日中立って仕事をするのはかえって効率が悪くなりますので、まずは会議やミーティングから徐々に導入するのが良さそうです。

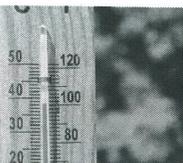
一粒万倍

事業を始める、店を開くなど、何か新しく物事を始める時は、縁起の良い日に行いたいものです。大安や友引など六曜の中から選ばれる他、一粒万倍日（いちりゅうまんばいび／にち）も何事を行うにも縁起の良い日として知られています。

「一粒万倍」とは、一粒の稲が何万倍にも実る稲穂となるということで、わずかなものが大きく成長することを意味します。そのため事業や投資等をはじめにも吉であるとされていますが、借金や物を借りたりするとは凶とされます。本来は「わずかなことが後に大きく作用するのだから、少しのことも大切にしよう」という戒めの意味を持ちます。

縁起を担ぐことは大いに良いとして、本来の意味も心に留めつつ日々の仕事に励みたいものです。

熱中症警戒アラート



熱中症警戒アラートとは

環境省と気象庁は7月から、熱中症の危険性が極めて高い場合に、熱中症警戒アラートを発表しています。

気象庁が4月に公表した熱中症対策に関するアンケート結果によると、多くの人が気象情報をテレビやスマートフォンなどで確認していることがわかりました。また、テレビで「高温注意情報」が表示されているときに、暑さ対策をとろうと思う人が多いという結果でした。さらに、アンケートと同時に行ったヒアリング調査によると、「熱中症対策については具体的な対策行動とセットで情報提供のほうがよい」、「情報が出すぎると効果が薄れる」、「対策の呼びかけはシンプルな内容のほうが良い」などの意見が多く聞かれました。

そこで環境省と気象庁は連携して、熱中症の予防対策に効果的な情報発信についての検討を行い、新たな情報提供として「熱中症警戒アラート」を開始することになりました。

今年度は、試験的に関東甲信地方の1都8県で7月1日から10月28日の期間、試験的に実施され、来年から全国で本格運用を行う予定になっています。

発表の基準と方法

従来、気象庁では高温注意情報により、環境省では暑さ指数(WBGT)などによって、熱中症についての注意を呼びかけていました。熱中症警戒アラートは、このうち熱中症の発生と相関が高いWBGTを発表の基準にしています。

WBGTは、気温と湿度と輻射熱の3つの要素から算出される指標で、単位は気温と同じ「℃」が使われます。特に湿度によってWBGTの値は大きく変化します。WBGTの実測値と予測値については、環境省や気象庁のホームページで確認できます。

熱中症警戒アラートは、1都8県のうちどこかの地点でWBGTが33℃を超えると発表されます。気温が33℃で発表されるわけではありませんので、注意が必要です。発表は、前日の17時と当日の朝5時ごろに都県単位で行われます。

なお、一度アラートが発表されたあと、その後の予報で基準を下回るようになったとしても、「気づき」を促すことがこのアラートの目的なので取り下げることとはしないようです。

アラートが発表されたら

熱中症警戒アラートが発表されるということは、熱中症の危険性が極めて高く

なることを意味しています。そのため、不要不急の外出はできるだけ避けて、エアコンなどが設置されていない屋内外での運動・活動は中止や延期をしましょう。高齢者や子どもなど、熱中症になりやすい人には、積極的に声をかけて注意を促しましょう。

今年の5月に環境省と厚生労働省が、『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイントを示しました。こちらを参考にして、エアコンを利用することやマスクをはずすこと、こまめな水分補給などを心がけましょう。

熱中症になったら

めまいや吐き気、けいれんなどの熱中症を疑う症状が見られたら、涼しい場所へ避難し、服をゆるめて体を冷やすことが重要です。意識を失っていたり呼びかけに対する反応が悪かったりするときは、すぐに救急車を呼びます。水分補給も大切ですが、意識を失っているような場合は、水分が気道に流れ込む可能性があるため、かえって危険です。

自力で水分補給ができない場合や安静にしても症状が回復しない場合は、医療機関を受診しましょう。このとき、状況を知っている周りの人が付き添って、発症時の状況を医療機関に伝えてください。

古墳とは

3世紀の中ごろから7世紀にかけて、土を高く盛り上げて造られた墓を古墳といます。今では木に覆われて山のように見えますが、実は段々に造られていて、平らな部分には埴輪が置かれていました。

古墳は当時の階層の高い人が造った墓ですので、その人の遺体だけではなく金メッキの甲冑やガラスの器などの副葬品が埋葬されています。

副葬品は時の経過とともに変化しています。古墳時代の始め頃は青銅の鏡や銅の矢じりなどでした。これが古墳時代の中頃になると、鉄で作った甲冑や農工具に変わり、後期には金メッキされた馬具などになりました。

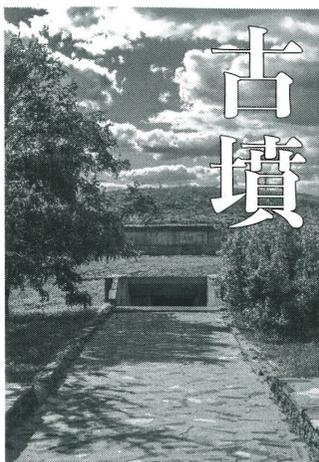
古墳の種類

古墳には、前方後円墳や円墳・方墳など、様々な形があります。

前方後円墳は円形と台形の盛り土をつなぎ合わせて造られた古墳で、仁徳天皇陵古墳が代表的な前方後円墳です。なお、日本で一番大きな古墳が、仁徳天皇陵古墳です。

円墳は、上から見ると丸い形状をした古墳で、最もポピュラーな古墳です。直径が2～3mのものから、100mを超えるものまで、サイズは様々です。

上から見ると四角い形状をした古墳を方墳といます。こちらも古墳時代を通して多く造られた形です。



古墳の造り方

古墳を造るには、まず木や草を刈って地面を平らにします。そこに設計図を描き、外側の部分を掘っていきます。掘った土を墳丘となる部分に盛りあげていき、盛り土が完成したら、葺石を葺いたり埴輪を並べたりします。埋葬施設を造り、埋葬をして石室を閉じたら、古墳が完成します。

1985年に大林組のプロジェクトチームが、仁徳天皇陵古墳を造るためにどれだけかかるか試算をしました。これによると、現代の工法で様々な機械を使ったとしても、1日60人働いて2年半ほどかかるそうです。仁徳天皇陵古墳が造られた時代は、もちろん機械はありませんので、このことを考慮すると延べ6,807,000人の作業員が必要だったと試算されています。

葬送儀礼の舞台

世界の墳墓は、埋葬施設を構築してから墳丘盛土で覆うだけものが大半です。それに対し日本の古墳は、墳丘がほぼ完成した後に墳

頂部に埋葬施設が構築されています。

そして墳丘は、葬送儀礼が執り行われるために、墳丘の各所に埴輪や葺石が施されているところが大きな特徴です。埴輪は、円筒埴輪が最も多く並べられていますが、家や盾などの道具や馬や犬などの動物、巫女や武人などの人物といった形象埴輪も使われています。

百舌鳥・古市古墳群

大阪府にある百舌鳥・古市古墳群が、昨年7月に世界文化遺産に登録されました。百舌鳥・古市古墳群は、4世紀後半から5世紀後半の古墳時代の最盛期にあたる時期に築造されました。国内最大の仁徳天皇陵古墳などの前方後円墳や帆立貝形墳・円墳・方墳の4種類があります。この4種類の型式は、日本列島各地の古墳の標準となったものとされています。当初は100基以上の古墳が造られたようですが、田畑や家にするためなどの理由で壊されたものもあり、現在では半分以下に減っています。

古墳は、全国に約16万基以上あるといわれています。中には住宅地で発掘された古墳もあります。百舌鳥・古市古墳群も堺市・羽曳野市・藤井寺市の三市の住宅地に密接しています。都市における開発圧力が懸念されることが指摘されており、世界遺産に登録されたことで、古墳の厳正な保存管理が課題となりそうです。

自動車の安全対策

昨年6月に、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が閣議決定され、これに基づいて国土交通省は車両安全対策などに関する措置方針を公表しました。この方針では、「衝突被害軽減ブレーキの国内基準策定」、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置などの性能認定制度の導入」、「既販車への後付け安全運転支援装置の普及」、「新たな先進安全技術の開発促進」の4点が柱となっています。

衝突被害軽減ブレーキについては、昨年6月に国連基準が成立しました。これは、車載のレーダーやカメラなどによって前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合に、運転者に対して警報を行ったり自動でブレーキを作動させたりする装置です。国産新型車については令和3年11月から、それ以外の車についても令和6年頃から段階的にこの装置の搭載を義務付け

ています。

ペダル踏み間違い急発進抑制装置は、発進時などにペダルの踏み間違いなどによる急発進や急加速を抑制する装置です。障害物検知機能が付いているものと付いていないもので、性能の認定基準が多少異なります。

この装置は、新車だけではなく既販車に後付けで取り付けられるものも、認定制度の対象になります。新車だけではなく既販車にも取り付けが進むことで、急発進や急加速による追突事故を減らすことが目的のようです。

新たな先進安全技術として、自動速度制御装置が検討されています。具体的には、走行中の道路の制限速度を検出してドライバーに知らせ、制限速度に合わせて車速を制御する装置です。道路の制限速度情報は、車載カメラでの読み取りやカーナビゲーションシステム情報、通信などで配信することなどが検討されています。

顔認証システム

顔認証とは生体認証の一種で、顔の目や鼻、口などの特徴点の位置や顔の大きさなどの情報をもとに照合を行うシステムです。

なりすましが難しいのでセキュリティ性が高く、専用の装置が不要などの特長があります。

アメリカでは、2001年の同時多発テロ事件を契機に、空港での顔認証システムの導入が進みました。日本でも2002年のサッカー日韓ワールドカップの際には、成田空港と関西国際空港に設置され、セキュリティ対策として導入されている事例も増えています。

また、社員の勤怠管理に顔認証システムを導入する企業も出てきました。

顔認証の方式には二次元認証と三次元認証があります。二次元認証よりも三次元認証のほうが精度は高いのですが、導入にはコストがかかるデメリットもあります。

気候非常事態宣言

世界各地で異常気象による水害や干ばつ等が発生しており、危機感を抱いた自治体が「気候非常事態宣言」を表明しています。気候非常事態宣言は、オーストラリアのデビアン市が世界で初めて宣言し、その後欧米を中心に広がり、今では一〇〇以上の自治体が宣言をしています。日本では吉岐市が昨年九月に初めて宣言をし、その後鎌倉市

や長野県なども宣言をしています。吉岐市の宣言は、市民への周知徹底や省エネルギーの推進、市内で利用するエネルギーを二〇五〇年までに再生可能エネルギーに完全移行できるような民間企業などと連携することなどが盛り込まれています。気候非常事態宣言は、二〇一五年に国連サミットで採択されたSDGsと密接な関係があり、今後も広がりを見せるものと思われれます。